



県内 12 市で初！ 障害者差別解消法に基づく職員対応要領を作成しました

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、県内 12 市では初めて職員対応要領「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。

障害者差別解消法では、行政機関等の事務・事業の公共性から、障がい者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を行政機関等の法的義務とし、その職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めるよう努めることとされています。

この「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」は、法に基づいて、何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等をわかりやすく記載することで、障がいを理由とする差別について、職員の関心と理解を深めるために作成したものです。

また、併せて職員の適切な対応に必要な相談窓口や、職員の適切な対応を身につけるための職員研修等についても記載しており、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がい者に対して社会的障壁の除去のための合理的配慮を職員に浸透させ、職員一人ひとりが障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進することを目的としています。

生駒市では障がいのある方がいつまでも安心して楽しく地域で暮らせまちをめざします。

【施行日】 平成 28 年 7 月 19 日

【対 象】 生駒市職員（臨時職員、非常勤職員を含む）

問い合わせ

障がい福祉課

担当 湊田・石倉

☎0743-74-1111（内線 791）

生駒市人事課

田中・市川・南口

☎0743-74-1111（内線 241）

